

令和7年12月1日

葬祭業者各位

三郷市 市 民 課 長

### 三郷市斎場使用料の改定等について

師走の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃、三郷市斎場の利用につきましてご理解ご協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、斎場の円滑な運営及び安定稼働を図るため、この度、利用対象者の範囲及び使用料等の見直しを行い、令和8年4月1日から適用いたしますのでお知らせいたします。

主な改正点は、下記のとおりです。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせくださいますようお願いいたします。

記

#### 1. 火葬料金の改定

・市内の者大人 5千円⇒1万円 　・市外の者大人 8万円⇒ 13万円

#### 2. 本館式場の市内の者の使用料の改定

・(通夜、葬儀、告別式等) 15万円⇒ 11万円 　・(葬儀、告別式等) 変更なし(2万円)

#### 3. 本館式場を市外の者も利用可能に変更

・(通夜、葬儀、告別式等) 利用不可⇒ 15万円 　・(葬儀、告別式等) 利用不可⇒ 5万円

#### 4. 新館式場の使用料の改定

・(通夜、葬儀、告別式等) 4万円⇒ 5万円 　・(葬儀、告別式等) 変更なし(1万5千円)

※新館式場は今までどおり市内の者のみ利用可能です

#### 5. 本館式場利用時の待合室1・2の利用時間の変更

・本館(通夜、葬儀、告別式等)利用時の待合室1・2の利用時間が、1日目の午後4時～  
午後9時までに変更になります。

#### 6. 火葬利用時の待合室の部屋割り変更

・少人数の場合、本館の待合室を下記のように割り当てすることができます。

例… **変更前** 参列者 10人の場合 ⇒ 待合室1 及び 待合室2

**変更後** 参列者 10人の場合 ⇒ 待合室1 又は 待合室2

## 使 用 料

区 分		種 別	単 位	使 用 料		
				市内の者	市外の者	
儀式	本館	式場及び待合室3・5 (葬儀、告別式等)	午前9時～ 午後2時30分	20,000円	50,000円	
		1日目 式場及び待合室1・2・3・5 2日目 式場及び待合室3・5 (通夜、葬儀、告別式等)	午後2時30分～ 翌日午後2時30分。 <u>ただし、待合室1・2は</u> <u>1日目の午後4時～午後9時</u>	110,000円	150,000円	
新館		式場1及び待合室菊又は 式場2及び待合室桔梗 (葬儀、告別式等)	午前9時～ 午後2時30分	15,000円		
		式場1及び待合室菊又は 式場2及び待合室桔梗 (通夜、葬儀、告別式等)	午後2時30分～ 翌日午後2時30分	50,000円		
火葬		12歳以上の死体	1体	10,000円	130,000円	
		12歳未満の死体、死胎	1体			
		改葬等	1回	3,000円	40,000円	
待合室		(1) 待合室1 (18人以内) (2) 待合室2 (18人以内) (3) 待合室3 (18人以内) (4) 待合室5 (18人以内) (5) 待合室菊 (30人以内) (6) 待合室桔梗 (30人以内) (7) 待合室萩 (48人以内) (8) 待合室藤 (48人以内)	火葬のみ利用する場合は、火葬時刻から2時間以内とする。	無 料		
超過利用		式場、待合室	1部屋1時間につき	2,000円	4,000円	
安置室		死体等	1体2日につき	3,000円		

### 備考

1 この表中において「市内の者」とは、死亡時において本市に居住（本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。以下同じ）していた者又は葬儀等を主宰する本市に居住する者をいい、「市外の者」とは、それ以外の者をいいます。

- ④「葬儀等を主宰する本市に居住する者」については、会葬礼状や領収書等（住所・氏名の記載のあるもの）により確認します。
- 2 安置室及び新館の儀式利用は、市内の者の葬儀等を行う場合に限ります。
- 3 火葬のみ利用する場合の待合室は、参列者の人数に応じて斎場職員が割り当てます。
- 4 待合室等の超過利用は、他に利用の申請がない場合とします。
- 5 儀式の使用料には、祭壇が含まれています。